

(別記1 - 3)

生産性限界打破事業

要綱別表第1 - 3に定める生産性限界打破事業については、次のとおりとする。

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表第1 - 3の生産性限界打破事業(以下「本事業」という。)で実施する取組は、以下のとおりとする。

(1) 生産性限界打破モデル実践事業

現行の技術・営農体系の下での生産性の限界(生産コストや経営規模等)を打破するため、品目毎の特性に応じて、新技術等の活用や未利用労働力の有効活用等により、従前にはない営農モデルの構築・普及を行う取組を支援する。

ア 推進事業

(ア) 土地利用型作物(稲、麦及び大豆をいう。以下同じ。)

- a 協議会等の開催等の事業推進体制の整備
- b 新技術の普及等を推進するための行動計画の策定
- c 水稻直播栽培技術、麦の新品種導入、大豆300A技術等低コスト・省力化に資する新技術等の実証
- d モデル構築のための新技術実践組織等への技術指導及び経営分析
- e 新技術マニュアル、リーフレット等の作成及び研修会の開催等による新技術等の普及啓発に向けた取組
- f その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(イ) 畑作物(ばれいしょ、てん菜及び小麦を言う。以下同じ。)

- a 協議会等の開催等の事業推進体制の整備
- b ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術、てん菜の直播栽培技術等作業競合回避技術又はコスト低減技術の確立に向けた現地検討会等の開催及び新技術等の実証
- c 新技術の導入による作物の生育状況や生産物等の調査・分析のための取組
- d 新技術マニュアル、リーフレット等の作成及び研修会の開催等による新技術等の普及啓発に向けた取組
- e その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(ウ) 園芸作物(野菜及び果樹を言う。以下同じ。)

- a 協議会等の開催等の事業推進体制の整備
- b トマト低段密植多回転栽培、加工・業務用キャベツの機械化一貫体系、果樹の新たな台木・仕立法による低樹高栽培等低コスト・省力化に資する新技術の実証
- c モデル構築のための新技術実践組織等への技術指導及び経営分析
- d 新技術マニュアル、リーフレット等の作成及び研修会の開催等による新技

術等の普及啓発に向けた取組

e その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(エ) さとうきび

a 協議会等の開催等の事業推進体制の整備

b 夏植型秋収穫栽培技術等新技術の確立に向けた検討会等の開催及び新技術の実証

c 新技術マニュアル、リーフレット等の作成及び研修会の開催等による新技術等の普及啓発に向けた取組

d その他この事業の目的を達成するために必要な取組

イ 整備事業

(ア) 土地利用型作物

a 生育状況に応じた適切な水管理・土壌水分の制御を行い、水稻乾田直播栽培並びに麦及び大豆の収量・品質の安定化を可能とする地下水位制御システム

b 生育段階に応じた適切な施肥及び防除を実施するための生育診断施設

c 新品種等の導入のために必要なサイロ、荷受ラインの増設等共同乾燥調製施設の改良

d 水稻直播栽培技術、麦の新品種導入、大豆300A技術等低コスト・省力化に資する新技術導入のために必要な共同機械の整備

(イ) 畑作物

a 生食用、加工用又は種子用ばれいしょの他作物との作業競合回避、収穫物の高品質化に必要なソイルコンディショニング栽培技術の導入のために必要な共同利用機械の整備

b てん菜の他作物との作業競合回避、低コスト化に必要な直播栽培技術又は多畦収穫術の導入のために必要な共同利用機械の整備

c 小麦の他作物との作業競合回避、湿害・雨害リスク低減に必要な不耕起初冬播き栽培技術、低コスト排水対策技術又は雨害リスク低減技術の導入のために必要な共同利用機械の整備

d a から c までの機械の附帯施設等の整備

(ウ) 園芸作物

a 新たな栽培体系を確立するために必要な改植・高接・新植等の小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)

b トマト低段密植多回転栽培、加工・業務用キャベツの機械化一貫体系、果樹の新たな台木・仕立法による低樹高栽培体系等低コスト・省力化に資する新技術を確立するために必要な以下の施設の整備

(a) 生産技術高度化施設

(b) 種子種苗生産関連施設

(c) (a) 及び (b) の施設に附帯する施設

c 新技術の導入等による省力栽培体系の確立に必要な共同利用機械の整備

(2) 次世代園芸ロボット技術導入検証事業

大学等で開発された園芸ロボット技術の生産現場での実証、他産業で普及している非農業用ロボット技術の農業分野への応用可能性の検証により、次世代園芸生産技術の確立を図る取組を支援する。

本事業において事業実施主体は、本事業の円滑かつ効率的な運営を図るため、有識者からなる推進委員会を設置し、次に掲げる事項について企画、調査、実証等を実施するものとする。

ア 園芸用ロボット実用化推進

(ア) 大学・民間等で開発された園芸用ロボット技術に関する実用化可能性の調査及び検討

(イ) (ア) で検討した実用化可能性の高い園芸用ロボット技術についてのほ場での実証及び評価

イ 非農業用ロボット応用実証

(ア) 既に実用化・商品化されている他産業向けロボット技術に関する園芸分野への応用可能性の調査及び検討

(イ) (ア) で検討した応用可能性の高い他産業向けロボット技術を園芸分野へ利用するための改良

(ウ) (イ) で改良されたロボット技術に関する実証及び評価

ウ 普及啓発活動

農業者、民間企業、研究者等を対象に園芸用ロボット技術の実用化・商品化の推進を目的とした実用化検討会等の開催

2 事業の成果目標

要綱第3の1の生産局長等が定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。

3 目標年度

(1) 要綱第3の1の生産局長等が別に定める目標年度は、事業開始年度の翌々年度とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる事業に係る要綱第3の1の生産局長が別に定める目標年度は、当該各号の定めるところによるものとする。

ア 果樹を事業対象品目とし、要綱別表第1-3の事業内容欄の2の(1)のイを実施する場合にあっては、事業開始年度から8年度目

イ さとうきびを事業対象作物とする場合にあつては、事業開始年度から4年度目

4 事業実施主体

(1) 要綱別表第1-3の事業種類欄の事業実施主体欄の7のその他農業者の組織する団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。

(2) 要綱別表第1-3の事業種類欄の事業実施主体欄の10の有限責任事業組合は、農業者、農業協同組合、土木事業者、旅館業者等の関係者により組織され、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

(3) 要綱別表第1-3の事業種類欄の事業実施主体欄の11の協議会は、農業協同組合、

地方公共団体等の関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

(4) 要綱別表第1 - 3の事業種類欄の事業実施主体欄の12の認可団体は、次に掲げるとおりとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業実施を希望する団体が、地域農業の核となる者で事業目的に資するもの。

(5) 要綱別表第1 - 3の事業種類欄2の事業実施主体欄の民間団体等は、ロボット技術に関する知見及びほ場での実証試験・検証を行える能力を有し、本事業を全国的な視点で効果的に執行しうる民間団体（民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人をいう。以下同じ。）とする。

5 事業の対象地域

(1) 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

(2) 整備事業のうち野菜及び果樹を事業対象とする場合においては、市街化区域（生産緑地を含む。）内においても実施できるものとし、この場合の事業の内容については、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 小規模土地基盤整備は、補助対象としないものとする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）で実施できる事業の内容は、耐用年数が10年以上のものに限ることとする。

6 費用対効果分析

要綱別表第1 - 3の整備事業の採択要件の欄の(4)の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設・機械等の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

7 不正行為等に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、生産性限界打破事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

8 農業共済等の積極的活用

国は、本事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済(以下「農業共済」という。)への積極的な加入を指導するものとする。

9 園芸用使用済プラスチック等の適正処理

園芸用使用済プラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、本事業の事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

10 周辺景観との調和

本事業により、共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第2 事業の実施期間

整備事業を実施する場合、事業の実施期間は単年度で実施するものとする。ただし、推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業にあっては、その実施期間については、事業実施計画承認年度から翌年度とすることができる。

第3 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成内容及び提出手続

(1) 事業実施主体は、別記様式1-1号又は1-2号により、要綱第4の事業の実施計画を作成し、別記様式2号とともに、原則として事業実施主体が所在する都道府県を所管する地方農政事務所(北海道にあっては北海道農政事務所、当該府県に地方農政事務所が存在しない場合は地方農政局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。)を経由(次世代園芸ロボット技術導入検証事業は除く。)し、地方農政局長等(北海道及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業にあっては農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、要綱第4の1の事業の実施計画の承認を得たものとみなすものとする。

(2) 事業実施主体(次世代園芸ロボット技術導入検証事業を除く。)は、(1)の提出を行う場合、予め関係する市町村及び都道府県と調整を図ることとする。

(3) 国は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じ提出を求めることができるものとする。

2 事業計画の承認基準

(1) 推進事業及び整備事業

地方農政局長等は、要綱別表第1-3の採択要件の欄に定める採択要件及び事業実

施計画が、別表2に定める事項とともに、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

ア 取組の内容が本事業の目的に沿っていること。

イ 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標達成に直結するものであること。

ウ 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

エ 機械及び施設等の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。

オ 機械及び施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡が取れていると認められること。

カ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

キ 担い手への集中化・重点化の取組

(ア) 米、麦、大豆、てん菜又はでん粉原料用ばれいしょを対象とする推進事業及び整備事業については、担い手への集中化・重点化に向け、次に掲げるすべての要件を満たした集落ごとのマップ又はリストを作成すること等により、新たな経営安定対策の導入に向けた担い手の確保に取り組んでいる地域に所在する事業実施主体において実施するものとする。

新たな経営安定対策の対象者を確保するため、働きかけの対象者や組織が明らかにされていること。

の働きかけの対象者や組織が、現時点で新たな経営安定対策の対象者要件を満たしているか否かが明らかにされていること。

(イ) 本事業を実施するに当たっては、支援の担い手への集約を図るための具体的な取決めを行うよう努めること。

(2) 次世代園芸ロボット技術導入検証事業

生産局長は、次に掲げるすべての項目を総合的に判断して、事業実施計画の承認を行うものとする。

ア 園芸用ロボット技術の実用化への加速化を実現するために、ふさわしい計画であること。

イ 本事業を行う意志及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。

ウ 本事業による成果について、その利用を制限せず、公共の利用に供することを認める団体であること。

エ 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

3 事業の着手・着工について

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手又は着工(機械の発注を含む。)するものとする。

(2) 事業実施主体は、要綱別表1-3の事業内容の欄(以下「事業内容」という。)の2に定める整備事業に着工するときは入札結果報告・着工届(別記様式3号)により、地方農政事務所を經由(次世代園芸ロボット技術導入検証事業は除く。)し、地方農政局長等に速やかにその旨を届け出るものとする。

ただし、事業内容の1及び2に定める事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手又は着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手(着工)届(別記様式4号)により、地方農政事務所を經由(次世代園芸ロボット技術導入検証事業は除く。)し、地方農政局長等に届け出るものとする。

届け出にあたっては、1の(1)にある提出手続きにより行うものとする。

(3)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となっ
てから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金等交付要綱(平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知)第4の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前着手(着工)届の文書番号を記載するものとする。

(4)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した共同利用機械・施設等(以下(2)及び(3)において「施設等」という。)について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等に定めのある場合を除き、原則として、本事業の実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理

を委託している場合は管理主体の長。) に対し、適正な管理運営を指導するとともに事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

- 5 事業実施主体は、本事業により整備した共同利用機械・施設等には、事業名等を表示するものとする。

第4 融資措置

事業の推進に必要な資金については、農林漁業金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融通を別に定めるところにより受けることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式5号により翌年度の7月末日までに地方農政事務所を経由（次世代園芸ロボット技術導入検証事業は除く。）し、地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

3 収益納付

- (1) 次世代園芸用ロボット技術導入検証事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は別記様式6号により補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする

- (2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、次に掲げる金銭について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 補助事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された技術開発費総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の事業実施主体による企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまで

に支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。
なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は要綱第9の1の定めにより、別記様式7-1号に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政事務所を經由（次世代園芸ロボット技術導入検証事業は除く。）し、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、次世代園芸ロボット技術導入検証事業の事業実施主体にあっては、別記様式7-2号により作成した成果報告書を、事業実施後の翌年度7月末日までに生産局長に提出するものとする。

2 地方農政局等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価、中間評価又は成果報告書（以下「事業評価」という。）の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画、事業実施設計書等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、すみやかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、担い手育成効果、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業計画に掲げた成果目標が達成されていない場合や当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式8号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに2年間目標年度を延長し、再度1の(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会

(1) 生産局長は生産性限界打破事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会において、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

(2) 2の(3)のイの報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。

(3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。

(4) 生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

第7 事業の実施基準

1 推進事業・整備事業共通事項

(1) 事業実施に当たっては、推進事業のみを実施することも可能である他、整備事業を実施する場合にあっては推進事業を一体的に実施するものとする。

(2) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を生産性限界打破事業の補助対象とすることは、認めないものとする。

(3) 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、3戸未満であっても事業実施主体として認めるものとする。

この場合にあつては、事業実施主体は、事業の実施計画に別記様式9-1号又は9-2号の事業実施主体要件適合確約書(特定農業法人用又は農業生産法人用)を添付するものとする。

ア 事業の実施計画策定時に、特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。以下同じ。)第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。)であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、(ウ)及び(エ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

(イ) 特定農用地利用規程(基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。)の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(エ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、（イ）及び（ウ）の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

（ア）離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

（イ）当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（4）事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。

（5）農事組合法人（「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

（6）補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

（7）整備事業の実施にあつては、各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

（8）土地利用型作物を事業対象作物とする場合にあつては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア 水稲・麦・大豆のうち2品目以上を事業対象とし、それぞれの品目についてコスト低減の目標を立てること。

イ 以下に示す新技術を2以上組み合わせ導入し、コスト低減に取り組むこと。

（ア）水稲：直播栽培技術

（イ）麦：新品種の導入又は不耕起播種技術

（ウ）大豆：300A技術又は地域で開発された同等の技術

（9）土地利用型作物（種子用は除く。）の取組を実施する場合において、事業対象作物の作付地目に水田がある場合には、地域水田農業ビジョン（「水田農業構造改革対策

実施要綱」(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知)第3の2に基づくものをいう。以下同じ。)が策定されていること。

(10) 土地利用型作物(種子用を除く。)について、受益地区内に水田がある場合は、以下のア又はイを満たすこと。

なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区においてア又はイを満たしていること。

ア 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。

イ 事業の受益地区が事業対象作物の2つ以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。

(11) 畑作物を事業対象作物とする場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア ばれいしょ(生食用、加工用、種子用)・てん菜にあっては労働時間低減、また、小麦にあっては労働時間低減又はコスト低減目標を立てること。

イ 事業対象となる技術の導入による畑作経営に対する効果の目標を立てること。

ウ 以下に示す新技術を導入し、生食用、加工用又は種子用ばれいしょ及びてん菜にあっては労働時間低減、また、小麦にあっては労働時間低減又はコスト低減に取り組むこと。

(ア) 生食用、加工用又は種子用ばれいしょにあってはソイルコンディショニング栽培技術

(イ) てん菜にあっては直播栽培技術又は多畦収穫技術

(ウ) 小麦にあっては不耕起初冬播き栽培技術、低コスト排水対策技術又は雨害リスク低減技術

(12) 園芸作物を事業対象作物とする場合にあっては、以下に示す新技術を導入し、労働時間の低減に取り組むこと。

ア 野菜：トマトの低段密植多回転栽培又は加工・業務用キャベツの機械化一貫体系

イ 果樹：なしのジョイント栽培、なしの盛土式根圏制御栽培、もも・おうとうのY字仕立栽培、りんごのフェザー苗を利用した新わい化栽培等低樹高省力栽培技術、園地整備に併せた省力機械化体系

(13) 野菜の取組については、「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知)に基づき産地強化計画を策定し、都道府県知事に認定を受けた又は受けることが確実と見込まれる地域において実施するものとする。

また、低コスト耐候性ハウス又は施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合にあっては園芸施設共済への加入が確実と見込まれることとする。

(14) 果樹の取組については、原則として「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知)に基づき果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)を策定した地域において実施するものとする(受益地区となる産地の特定が困難な場合等産地計画の策定になじまない場合を除く。)

また、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われて

いる場合にあつては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれることとする。

(15) さとうきびを事業対象作物とする場合にあつては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア 事業実施地区における株出栽培の割合についての目標を立てること。

イ 夏植型秋収穫栽培体系の確立に向け、生産者、甘しゅ糖製造業者等関係者が連携した事業実施体制とすること。

2 推進事業等の実施基準

(1) 推進事業

ア 要綱別表第1 - 3の採択要件の欄の(3)の生産局長等が別に定める要件及び基準等は、次に掲げるものとする。

(ア) 販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会、交流会等に係る経費は、補助の対象外とする。

(イ) 事業実施主体は、推進事業の「新技術の実証」にあつては、必要最小限の施設・機械等を借り上げることができるものとする。

ただし、畑作物にあつては、施設・機械等の借り上げをできないものとする。

(ウ) 事業実施主体は、推進事業の実施において、経営の評価等専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

イ 協議会等の開催

推進事業の「協議会等の開催」は、都道府県、市町村、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内のリーダー的立場にある農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施することができるものとする。

ウ 行動計画の作成

推進事業の「行動計画の策定」は、行動計画、生産振興目標、研修プログラム等の策定を実施することができるものとする。

エ 実証の実施

推進事業の「実証の実施」は、新技術の実証、新品種の導入等の実証を実施することができるものとする。

(ア) 実証、試験の実施に係る作業の実施経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の一時借り上げ料金、資材の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌診断、管理記録等に要する費用は、経費に含むことができるものとする。

(イ) 実証、試験に係る廃棄物処理経費は補助の対象外とする。

オ 調査の実施

推進事業の「調査の実施」は、農畜産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術指導等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、土壌・水質の調査等を実施することができるものとする。

(ア) 調査の実施に当たり現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

(イ) 調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。

カ 新技術の普及

推進事業の「新技術の普及」は、技術指導、生産基盤の改善、生産・経営技術研修、生産・経営情報システムの整備、原種ほ等の設置に向けた人材育成、栽培マニュアルの作成、相談窓口の設置等により技術の普及を実施することができるものとする。

キ 普及啓発活動

推進事業の「普及啓発活動」は、普及啓発、情報提供活動及び情報提供システムの整備等により啓発活動を実施できるものとする。

3 整備事業の実施基準

(1) 共同利用機械・施設整備の一般基準は以下のとおりとする。

ア 整備事業を実施する場合にあっては、推進事業を一体的に実施することとする。

イ 補助対象

補助対象とする共同利用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)の定めるところによるものとする。

ウ 補助の対象とする共同利用機械・施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施工若しくは直営施工又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成13年10月26日)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

エ 共同利用機械・施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新。)及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

オ 共同利用機械・施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械・施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適

切な能力・規模の決定を行うものとする。

また、コスト低減を積極的に推進し、複数の作物に利用が可能な共同利用機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を推進するものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用機械・施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

カ 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又はこれを目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

（ア）認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

（イ）必要に応じ、共同利用機械・施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

キ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

ク 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

ケ 事業実施主体以外の者に貸付ることを目的として共同利用機械・施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付の方法、貸付の対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体は、原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、有限責任事業組合及び協議会に限るものとする。

（ウ）当該機械及び施設の受益戸数は、原則として、3戸以上とする。

（エ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費 - 補助金） / 当該機械又は施設の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（オ）貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

4 耕種作物小規模土地基盤整備

整備事業の耕種作物小規模土地基盤整備（以下「小規模土地基盤整備」という。）については、次のとおりとする。

（1）一般基準

ア 小規模土地基盤整備を実施する場合は、市町村又は事業実施地区全体の土地基盤

整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。

イ 小規模土地基盤整備の受益面積は、原則として5ヘクタール未満とする。

ウ 小規模土地基盤整備については、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。

エ 小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」(昭和38年3月23日付け38農地第251号(設)農林省農地局長通知)を準用するものとする。

オ 水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施工方式(水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施工をいう。以下同じ。)により行うものとする。

カ 果樹の取組のうち、土地改良事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知)別表の1の(1)の基盤整備において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、イに定める事業規模以上についても実施できるものとする。

(2) 新植・改植・高接

ア 新植・改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良又は農道整備との一体的な実施(総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。)について、特に留意するものとする。なお、新植については、みかん、りんごを除く。

イ 補助対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。

ウ 事業実施主体は、新植・改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

(3) 土壌土層改良

浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培等をいうものとする。なお、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。

5 耕種作物共同利用施設整備

整備事業の耕種作物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

(1) 一般基準

ア 温室については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」(昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知)によるものとする。

イ 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。

(ア) フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)

- (イ) パレット
- (ウ) コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。)
- (エ) 可搬式コンベヤ(当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。)
- (オ) 作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。)
- (カ) 育芽箱
- (キ) 運搬台車
- (ク) 可搬式計量器(電子天秤を除く。)
- (ケ) ざ桑機
- (コ) 自動毛羽巢取機

(2) 個別事項

ア 乾燥調製施設

(ア) 乾燥調製施設とは、土地利用型作物に係る以下の施設とする。

- a 荷受施設
- b 乾燥施設
- c 調製施設
- d 出荷施設
- h 集排じん設備
- i 処理加工施設(精米施設、もみがら処理加工施設を含む。)
- j aからfまでの附帯施設

なお、「改良」にあたっては、既存の施設の乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化に限るものとする。

イ 穀類乾燥調製貯蔵施設

(ア) 穀類乾燥調製貯蔵施設とは、土地利用型作物及び主要農作物種子に係る以下の施設とする。

- a 荷受施設
- b 一時貯留施設
- c 乾燥施設
- d 調製施設
- e 貯蔵施設
- f 均質化施設
- g 出荷施設
- h 集排じん設備
- i 処理加工施設(もみがら処理加工施設を含む。)
- j aからiまでの附帯施設

なお、「改良」にあたっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)により、既存施設の乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化に限るものとする。

ウ 産地管理施設

(ア)産地管理施設については、産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な以下の施設とする。

- a 分析診断施設
- b aの附帯施設

(イ)(ア)のaの「分析診断施設」では、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析(食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。

また、品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。

エ 生産技術高度化施設

(ア)生産技術高度化施設については、農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な以下の施設とする。

- a 低コスト耐候性ハウス
- b 施設園芸栽培技術高度化施設
- c 高度技術導入施設
- d aからcまでの附帯施設

(イ)(ア)のaの「低コスト耐候性ハウス」については、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができ。)に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格のものとする。

なお、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。

当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を行うものとする。

また、事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。

(ウ)(ア)のbの施設園芸栽培技術高度化施設は、鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウ

ス内に設置するものとし、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒、多目的細霧冷房施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

施設園芸栽培技術高度化施設の規模は、設置実面積がおおむね5,000平方メートル以上とする。

(エ)(ア)のcの「高度技術導入施設」は、生産の高度化に必要な以下の施設とする。

- a 新技術の実証に必要な共同栽培施設、底面給水施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、根域制限栽培施設、土壌環境制御施設等省力化に資する新技術の実証及び生産の高度化を支援するのに必要な施設及びその附帯施設
- b 水位調節装置と暗きょ等から構成され、水田の排水性の向上及び適切な地下水位の維持を図ることにより水稻の生産性の向上、麦・大豆の安定生産に資する地下水位制御システム

(オ)上記の(ア)のaの施設を設置する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。

なお、aからcまでを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、aについては作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、bについては購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、cについては出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

- a 栽培管理作業の共同化
育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。
- b 資材の共同購入
肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。
- c 共同出荷
出荷に際しては、共同で行うこととする。
- d 所有の明確化
当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。
- e 管理運営
当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

なお、低コスト耐候性ハウスの設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

オ 種子種苗生産関連施設

(ア)種子種苗生産関連施設については、優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な以下の施設とする。

- a 種子種苗生産供給施設

- b 種子種苗処理調製施設
- c 種子備蓄施設
- d 種子生産高度化施設
- e aからcまでの附帯施設

(イ)(ア)のaの「種子種苗生産供給施設」は、優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。

なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。

(ウ)(ア)のbの「種子種苗処理調製施設」は、地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

(エ)(ア)のcの「種子備蓄施設」は、気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

(オ)(ア)のdの「種子生産高度化施設」は、都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。

6 共同利用機械整備

要綱別表第1 - 3の事業内容欄の共同利用機械整備については、次のとおりとする。

(1) 一般基準

ア 共同利用機械の格納庫については、「農業機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)の記の1のなお書きによるものとする。

イ 共同利用機械整備に当たっては、必要に応じてオペレーターの養成、生産の組織化、作業受委託の促進等の対策を講ずること等により、効率的な利用となるよう配慮するものとする。

ウ 事業の実施に当たっては、今後の農作物生産の機械化を推進する観点から、農林水産省に設置された「栽培様式標準化推進会議」で決定された「機械化のための標準的栽培様式」の活用を努めるものとする。

エ 無人ヘリコプターについては、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日 付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)によるものとし、事業実施主体は、同通知第9の(1)に定める者を1人以上擁するものとする。

なお、事業実施主体等は、本対策の各事業の事業目的に沿って、同通知第11の(1)

の研修等によって操作要員の技術向上を図ることができるものとする。

- (2) 共同利用機械の整備に当たっては、基盤強化法第4条第2項に規定する法人(以下「農地保有合理化法人」という。)が補助対象となる機械について整備し、当該機械を利用する者(以下「利用者」という。)にリースすることができるものとする。ただし、「企業等農業参入支援加速リース促進事業実施要綱」(平成19年3月30日付け18経営第7814号農林水産事務次官依命通知)に定める特定機械施設導入タイプと一体的に実施する場合に限るものであって、次の要件を満たすものであるものとする。

ア 補助対象となる共同利用機械は、補助率が2分の1以内のものに限る。また、農地の利用集積による経営面積の規模拡大等に直接関連する共同利用機械とすること。

イ 目標年次における受益地の面積が事業開始時の受益地の面積よりおおむね1割以上増加すること。

ウ 利用者は、新規就農者、認定農業者及び認定志向農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく市町村の認定を受けようとする者。)となることが見込まれる者であること。

エ 受益戸数は、原則として、3戸以上であること。

オ リース料は、事業実施主体負担額(事業費 - 補助金) / リース期間 + 年間管理費以下であること。

7 次世代園芸ロボット技術導入検証事業の実施基準

(1) 事業の対象

次世代園芸ロボット技術導入検証事業にあつては、次に掲げる取組は補助の対象としないものとする。

ア 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組

イ その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

(2) 成果の普及

ア 事業実施主体は、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等などの印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表するものとする。

イ 事業実施主体は、生産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

(3) 経費の範囲等

ア 本事業は、必要に応じて事業の一部を委託して行わせることができるものとする。

イ 本事業に関する経費にあつては、次に掲げるものを補助の対象とする。

(ア) 設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な、設備(機械・装備)・物品等の購入、開発・改良、据付等に必要な経費とする。

(イ) 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための、原材料、消耗品、消耗機材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

(ウ) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するための、事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行う際に移動や宿泊に必要な経費とする。

(エ) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための、資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。

(オ) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するための業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、民間団体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。

(カ) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費とする。

(キ) 委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査、検証、取りまとめ等）を他の民間団体に委託するために必要な経費である。

(ク) その他

「その他」とは、事業を実施するための、設備の賃借料、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料等）など、他の費目に該当しない経費とする。

ウ 次に掲げる経費にあつては、補助の対象としない。

(ア) 建物等施設の建設、不動産の取得に関する経費

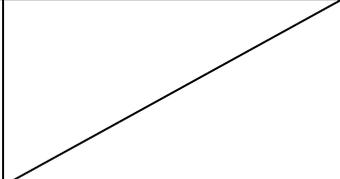
(イ) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費

(ウ) 事業期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

(エ) その他本事業の実施に関連のない経費

別表1 生産性限界打破事業のうち生産性限界打破モデル実践事業の達成すべき目標一覧

対象作物	目標項目	達成すべき目標の基準
土地利用型作物	単位収量当たり全算入生産費	・以下の品目のうち、2品目以上で生産費を下回る目標を立てること。 水稻：11,000円/60kg 麦：9,000円/60kg 大豆：14,000円/60kg

畑作物	<p>単位面積当たり労働時間及び単位生産量当たり労働時間 小麦については、単位面積当たり労働時間及び単位生産量当たり労働時間、又は全算入生産費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の要件を満たすこと (1) 事業対象品目について以下を基準とする労働時間又は生産費を下回る目標を立てること。 ばれいしょ (生食用、加工用): 12.4hr/10aかつ3.5hr/t (種子用): 17.1hr/10aかつ5.5hr/t てん菜: 11.2hr/10aかつ1.8hr/t 小麦: 2.3hr/10aかつ0.3hr/60kg 又は41,000円/10a (2) 事業実施主体が栽培している小麦、豆類、てん菜及びばれいしょについて、これら作物の月別単位面積当たり労働時間が、作業競合時期において、都道府県が策定している農業生産技術指導指針等に掲げられている同時期の同作物の月別単位面積当たり労働時間の合計を下回る目標を立てること。
果樹	<p>単位面積当たり又は単位生産量当たり労働時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県で策定した営農類型に示された単位面積当たり又は単位生産量当たり労働時間を下回る目標を立てること。 ・上記の指標が使用できない場合は、品目別経営統計における単位面積当たり又は単位生産量当たり労働時間の県平均を20%以上下回る目標を立てること。
野菜	<p>単位生産量当たり労働時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営展望又は都道府県で策定した営農類型に示された単位生産量当たり労働時間を下回る目標を立てること。 ・上記の指標が使用できない場合は、品目別経営統計における単位生産量当たり労働時間の全国平均を20%以上下回る目標を立てること。
さとうきび		<p>事業実施地区における株出栽培の割合を55%を上回る目標を立てること。</p>

(生産性限界打破事業のうち次世代園芸ロボット技術導入検証事業の達成すべき目標一覧)

対象作物	目標項目	達成すべき成果目標の基準
園芸作物	以下のいずれか1つ以上を選択する。 労働時間 農業経営費 労働負荷	従来の普及体系と比較して、 左の項目が10%以上下回ること

別表2 整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の機械・施設(以下、「施設等」という。)の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 都道府県が作成する「農業機械の導入に関する計画」の利用下限面積を満たしていること。
3 施設等への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日時に集中することのないよう検討されていること。
4 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
5 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
6 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
7 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
8 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。

9	投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、1.0以上であること。
10	国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
11	奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
12	附帯施設について、不要なものがないこと。
13	古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
14	販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
15	製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
16	適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
17	独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
18	管理運営規程等により施設等が将来にわたり適性に管理運営できる体制となっていること。
19	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。
20	施工方法の選択が適切になされていること。
21	入札の方法に関する知識を有していること。
22	事業実施体制が、十分なものとなっていること。
23	地元関係者との合意形成が図られていること。
24	その他、法律に定める基準等が満たされていること。